

金沢市 消費生活だより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター・金沢市ダイバーシティ人権政策課
編集協力／適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ

ケース1 訪問購入（訪問買い取り）商法

数日前

靴や服の不用品
を買い取りに伺いたい
のですが。

ちょうど処分したかつ
たので、ぜひお願いし
ます。

当日

靴や服よりも**指輪やイヤリング**
などの貴金属はありませんか？
今つけているネックレスでもいいですよ。

解決のヒントは
次のページ

..... こんな相談が増えています！

ケース2 レスキュー商法



トイレが故障した。慌てて**ネット**で
検索して最初に表示された
業者に連絡したら、すぐに来て直して
くれて助かった。
でも、**30万円も請求された！**
これってどうなの？

金沢市近江町消費生活センター

イヤヤンです
よろしく！

消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

相談専用
電話

076-232-0070

(月曜日～金曜日・第3日曜日 9時～17時)

または **188(いやや!)**

お近くの市や県などの消費生活相談窓口をご案内します

オンライン相談の
申請は
こちらから



対策・注意点

ケース1

訪問購入 (訪問買い取り) 商法

- ① 購入業者から電話がかかってきても、**安易に訪問を承諾しない**ようにしましょう。※電話がなく突然訪問してきた場合は、特定商取引法違反です。
- ② **一人で対応せず、家族や知人に立ち会ってもらい**ましょう。
- ③ 訪問買い取りを依頼する際は、**古物商許可証**を見せてもらいましょう。
- ④ 玄関先で対応しましょう(**家の中には入れない!**)。
- ⑤ 電話で約束した商品以外の貴金属などの売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。※契約してもクーリングオフ期間(8日間)は商品を渡さず自宅に置いておくことができます。

NO!



ケース2

レスキュー 商法

- ① 水漏れの発生に備えて、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。
- ② ネットには最低金額のみ記載している事業者もあるため、作業内容や金額の確認をしましょう。
- ③ 地元の工務店や金沢市企業局指定事業者(給水装置工事、排水設備工事)など複数の事業者から見積りを取りましょう。
- ④ 作業に来てもらったとき、当初想定していた料金とかけ離れた作業や金額を提案されるなど、少しでも不安を感じた時は作業を断るようにしましょう。



トラブルに*あいそう*または*あってしまっ*たら

相談

全国共通消費者ホットライン ☎188(いやや!)に電話

金沢市近江町消費生活センター
などの相談窓口につながります。



情報提供

同じ事業者による被害拡大を防ぐためには
**適格消費者団体 認定NPO法人
消費者支援ネットワークいしかわ**
☎076-254-6733

にも情報提供しましょう。

※適格消費者団体とは…内閣総理大臣から認定され、消費者の被害を未然防止・拡大防止するため、事業者の不当な行為に対して差止請求することができる法人団体です。

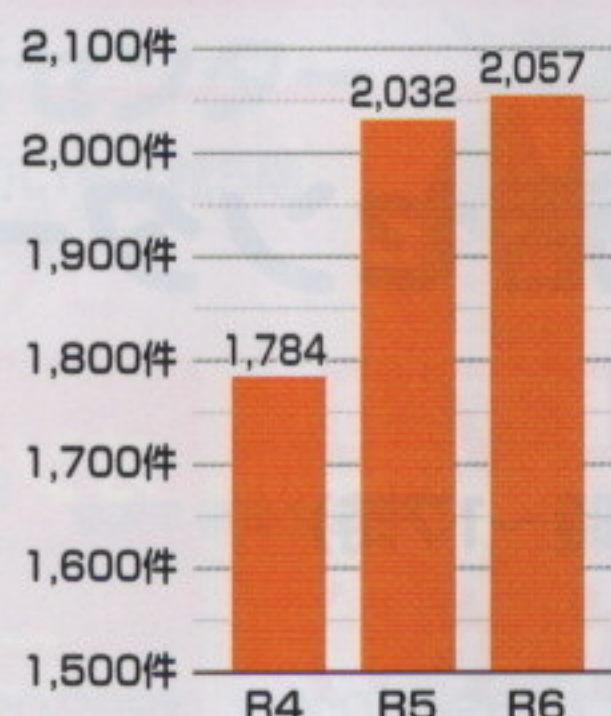
令和6年度 近江町消費生活センターに寄せられた相談の傾向

令和6年度の相談件数は2,057件。うち苦情相談は1,911件でした。昨年度と比べ、全体的に件数は増加傾向にあります。特に商品一般に分類される個人情報のフィッシング詐欺や、身に覚えのないサイトからの架空請求など、昨年度に引き続き相談が多く寄せられました。また、ネット通販による化粧品や健康食品などでは、「お試しコース」の広告を見て1回限りのつもりで購入したが、定期継続購入が条件だったという相談が依然上位を占めています。ほかにもネットでトイレの安価な修理代を強調し、高額な代金を請求する相談も多く見られました。

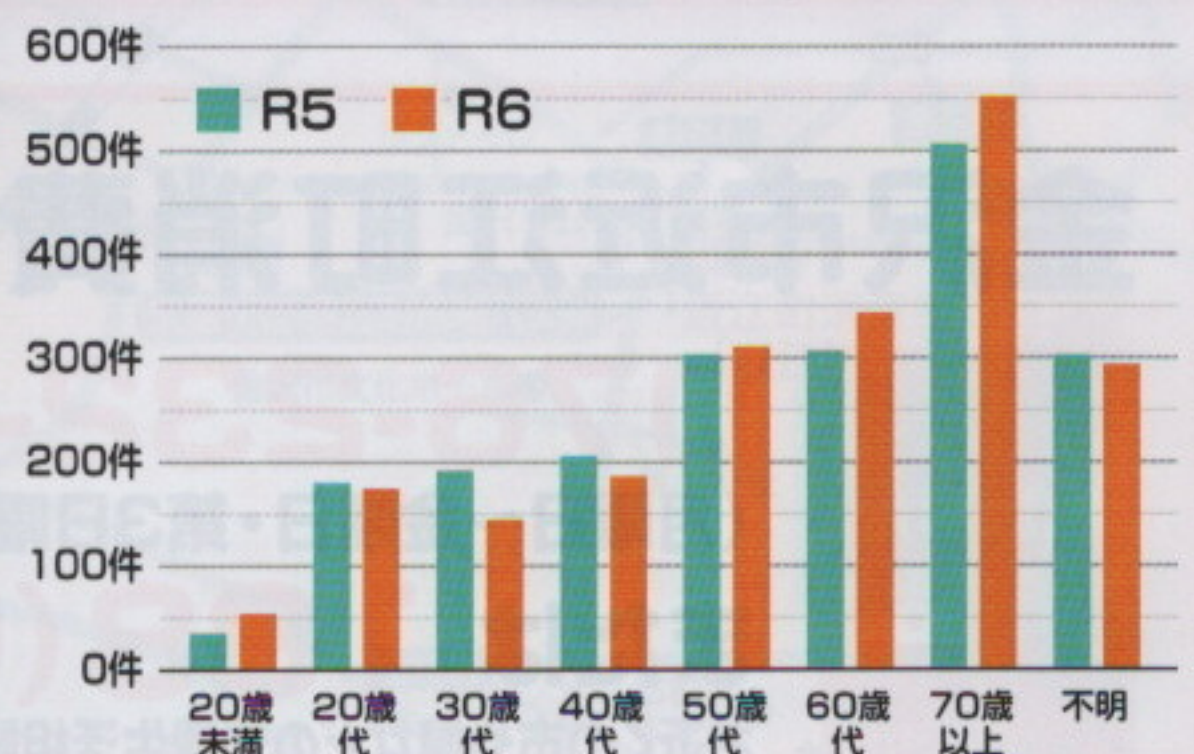
苦情など相談 順位

- 1位 商品一般 338件
(身に覚えのないサイトからの架空請求、
実在の業者を装った連絡メールによる
個人情報のフィッシングなど)
- 2位 化粧品の通信販売など 174件
- 3位 火災保険金の請求代行サービス、
作業後高額請求される廃品回収など
..... 133件
- 4位 健康食品の通信販売など 91件
- 5位 アパート敷金精算、原状回復など 87件

苦情など相談件数



苦情など相談の年代別件数



悪質商法・特殊詐欺

電話からの被害が増えています！

電話の対策

- 迷惑電話防止機能付き電話や通話録音警告機能付き機器、留守番電話機能などを活用しましょう。
 - 知らない電話番号には出ない、折り返さないようにしましょう。
 - アンケートにはむやみに答えない、個人情報等を伝えないようにしましょう。
 - 相手から伝えられた電話番号には、電話しないようにしましょう。
 - 「+1」「+○○」などの「+数字」で始まる電話番号は海外からのニセ電話詐欺の可能性が高いので、電話に出ない、折り返さないようにしましょう。
- ※ 国際電話が不要な人は「国際電話不取扱受付センター 0120-210-365」で停止申請しましょう。



- 不審な相手と話してしまった
- 電話を折り返してしまった など

不安な時は

相談



警察相談専用窓口

☎#9110

または

☎076-225-9110

NEW

特殊詐欺対策機器の購入費用を最大10,000円補助します！

補助対象者

市内に住所を有し、市税の滞納が無く、高齢者など特殊詐欺被害を受けるおそれがある方

補助対象機器

- 1 着信時に自動で相手に対し警告メッセージを流す機能
- 2 自動で通話内容を録音する機能

1・2 両方の機能を有する固定電話機または固定電話機に接続して使用する機器（通話録音装置）



補助金額

機器の購入金額(税込)の1/2
(上限10,000円、1,000円未満切り捨て)

申請期間

令和7年度中に購入し、購入後30日以内に申請してください。

※ 令和8年3月31日までに申請が必要です。



補助について詳しくはこちらから

通話録音装置の無償貸し出しもしております！

貸出期間

半年間

(最長1年間まで延長可)



無償貸し出しについて詳しくはこちらから

お問い合わせ・申込先

金沢市ダイバーシティ人権政策課 (☎076-220-2095)

金沢市近江町消費生活センターからのお知らせ

1. どんなことが相談できるの？

金沢市近江町消費生活センターでは、消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けています。また、専門家による相談も受け付けています。くわしくは下記のとおりです。

相談名	相談内容	相談日・時間	予約について
消費生活相談	悪質商法や架空請求など、消費者の疑問や困りごとに関する相談	電話・窓口 月～金曜日 及び 第3日曜日 9:00～17:00	予約不要
		オンライン 月～金曜日 1回30分 10:00～17:00 ※最終開始時間16:00	土、日、祝日除く 前日正午までに要予約
多重債務相談	弁護士、司法書士による多重債務相談	弁護士による相談 第1・第3月曜日 10:00～12:00	土、日、祝日除く 2日前までに要予約
		司法書士による相談 第2・第4木曜日 13:00～16:00	土、日、祝日除く 前日までに要予約

※毎月第2・第4水曜日 13:00～17:00に民間支援団体による多重債務・生活なんでも相談を実施しています。

※毎月第3火曜日 13:30～16:30に民間支援団体による多重債務・生活再建相談会を実施しています。



消費生活相談（オンライン）は電子申請フォームにて予約できます。

多重債務相談については、近江町消費生活センター（☎076-232-0070）までご連絡ください。



2. 出前講座を受けてみませんか？

金沢市では、悪質商法などの被害防止及び、より賢い消費者になることを目的とした消費者出前講座を実施しています。講師として、消費生活センター相談員や消費者団体などの専門家を無料で派遣します。

消費者出前講座

- 買い物で学ぶお金の使い方
- 通信販売の注意点！
- 高齢者を詐欺被害から守る※
- 若者を狙った消費者トラブルにご用心
- 買い物でできること、エシカル消費って？
- ※「高齢者を詐欺被害から守る」の場合、ご希望で下記の内容も追加できます。
- 消費者トラブルを防ぐには
- よくわかる食品安全の基礎知識
- 金沢市校下婦人会による寸劇・朗読劇
- 石川県警察職員による講演

..... このほかにも、さまざまなテーマをご用意しています。お気軽にご相談ください。

申込方法

開催1か月前までに所定の申請書(ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、ダイバーシティ人権政策課までFAX、E-mailまたは、郵送にてお申し込みください。

※講師の都合等により、希望日にお引き受けできない場合があります。 ※原則1団体につき同一年内1回限りです。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階

TEL.076-232-0070

FAX.076-260-6730

【受付時間】 9:00～17:00 月曜日～金曜日・第3日曜日

※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業します。

金沢市 消費生活ページ

検索

この冊子に関するお問い合わせは

金沢市ダイバーシティ人権政策課
(消費生活担当)

TEL.076-220-2095 FAX.076-260-1178

E-mail:jinken@city.kanazawa.lg.jp

